

環境文明社会づくり あれこれ(16)

源流(16)

前回に触れた、貿易が絡む場合の公害対策への財政支援の問題点を説明する。

例えば、支援制度のある国のA製鉄所の製品が、制度のない国のB製鉄所の製品と国際市場で取引される場合には、補助金などの援助があった分だけ、価格面で明らかにAの製品は有利となる。つまりBは貿易上、不公平の扱いを受け、紛争の原因となり得る。まさに、このような紛争の解決に役立つ国際機関は「環境政策の経済的側面」に焦点を当てて設置されたOECD環境委員会である。

実際、同委員会は1970年発足直後から、この問題の検討を開始し、72年5月、「環境政策の国際経済面に関するガイディングプリンシプル」として合意した。その原則の主要な柱は「汚染者負担の原則(Polluter Pays Principle; PPP)」である。PPPとは「稀少な環境資源の合理的利用を促進し、国際貿易及び投資における歪みを回避するための汚染防止・制御措置に伴う費用を配分するために用いられるべき原則」と規定された。簡単に言えば、国際貿易され

る製品(例えば鉄鋼、自動車、家電など)の場合、環境対策に要する費用は汚染者たる事業者がすべて負担すべきで、公的機関が財政支援をするのはよろしくないという原則だ。(注:この原則は国際貿易に絡む場合に適応するものだったが、時間が経つと国内の環境対策にも適応すべしとの考えが広まり、92年のリオ宣言の第16原則にも盛り込まれている。)

この原則は、私の着任前に合意されたが、原則そのものに但し書きがあり、「過渡期間中には、国際貿易と投資に著しいゆがみを引き起こすに到らない限りにおいて、この原則の例外又は特別の措置をとることは許されよう」とも記載されていた。実際、日本だけでなく、多くの加盟国が法令による規制を課す一方、何らかの財政支援もしていた。当時は、有害物質の排出対策が主流だったが、さしずめ現在なら、製品の生産・流通におけるCO₂排出に対し、ある国は厳しい対策を課し、ある国はそれを怠っている場合も問題になり得る。厳しいCO₂対策をしている国が、していない国から製品を輸入する場合、公平性の観点から国境

加藤 三郎

で課税しようとする動きがあるが、これはまさに現代版のPPPである。

さて、私がOECD代表部に着任した時には、前述の「但し書き」の内容を詰める作業が、環境委員会の下に経済専門家の小委員会を設けて開始されていた。そこに日本側の担当者として私が飛び込んだのである。

私はといえば、経済学に疎いだけでなく、そもそも「経済的誘導策」の効果を信用していなかった。何故なら、それまでの日本における公害対策の経験は、四日市ぜんそく公害にしろ水俣病やイタイイタイ病にしろ、すでに深刻な健康被害や死亡事例が発生しているので、行政のやるべき対策は、因果関係を明らかにした上で、その原因を規制(止める)することであって、経済的手段を使って企業活動を誘導するという生易しいものではなかったからだ。公務員となって以来、ずっとその現場で育てられた私としては、経済的手段をさも大切そうに議論していることに納得できないでいた。(この項つづく)

